

地震等災害時の相互応援に関する協定資料

1回目の協定締結の経緯

- ・1995年(平成7年)1月の阪神淡路大震災により、加盟都市である芦屋市が大きな被害を受けたことから、災害支援協定締結の機運が高まる。
- ・1996年(平成8年)3月、熱海市で開催された首長会議において、芦屋市が相互応援協定の提案を行う。
- ・1997年(平成9年)8月24日、大分県別府市で開催された首長会議において、地震等災害時の相互応援に関する協定を締結した。

※調印当時、全国にわたる10以上の都市間で応援協定が締結されることは異例だった。

協定の主な内容

「地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、連盟に加盟する市町間の相互応援に関する基本的な事項について定めること」を目的として、その主な応援内容は、

- ・食糧、飲料水及び生活必需物資の供給
- ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資材の提供
- ・救援、救助用車両の提供、救助や応援復旧に必要な職員を派遣すること等

2回目の協定締結の経緯

・2011年(平成23年)3月11日の東北地方太平洋沖地震による広域的な被害を受け、自治体の相互応援の必要性が再認識される。

- ・2011年(平成23年)11月10日、奈良市で開催された首長会議において、藤巻 進 軽井沢町長から、「東日本大震災を鑑み、実効性のある協定とするため、内容の拡充及び支援体制の整備を目的に協定内容の一部見直しについて」提案が出された。
- ・2012年(平成24年)6月5日(火)、東京都千代田区(都市センターホテル)で開催された平成24年度国際特別都市建設連盟通常総会において、見直しを行った地震等災害時の相互応援に関する協定を締結した。

見直し内容について

- ・加盟12市町を、地域により3ブロックに分け、各ブロックに幹事市町を置くこととした。
- ・応援の要請は、原則は連盟事務局(会長市町)に対して行うが、連盟事務局が被災した場合は、被災市町が所属するブロックの幹事(当該幹事が被災した場合は他の幹事)に対して行うこととした。
- ・幹事市町が中心となって各ブロックとの連携を図って被災市町を応援することとした。
- ・平常時から市町間の関係を密にしていく内容とした。

	幹事都市	副幹事都市
西日本ブロック	長崎市	松山市
近畿ブロック	奈良市	芦屋市
東日本ブロック	軽井沢町	熱海市

防災部局職員による防災担当者会議を開催

- ・協定締結を受け、第一回目の防災部局職員による防災担当者会議を、2012年11月12に開催した。